

吹田市介護保険法施行条例現行・改正案対照表

_____は改正箇所

現 行	改 正 案
<p>(指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準)</p> <p>第3条 法第42条第1項第2号並びに第74条第1項及び第2項の条例で定める基準は、次項に定めるもののほか、指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第37号。以下「指定居宅サービス等基準」という。）に定めるとおりとする。</p>	<p>(指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準)</p> <p>第3条 法第42条第1項第2号、<u>第72条の2第1項各号</u>並びに第74条第1項及び第2項の条例で定める基準は、次項に定めるもののほか、指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第37号。以下「指定居宅サービス等基準」という。）に定めるとおりとする。</p>
<p>2 -----略-----</p>	<p>2 -----略-----</p>
<p>(指定介護予防サービス等の事業の人員、設備、運営及び支援の方法に関する基準)</p> <p>第5条 法第54条第1項第2号並びに第115条の4第1項及び第2項の条例で定める基準は、次項に定めるもののほか、指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成18年厚生労働省令第35号。以下「指定介護予防サービス等基準」という。）に定めるとおりとする。</p>	<p>(指定介護予防サービス等の事業の人員、設備、運営及び支援の方法に関する基準)</p> <p>第5条 法第54条第1項第2号、<u>第115条の2の2第1項各号</u>並びに第115条の4第1項及び第2項の条例で定める基準は、次項に定めるもののほか、指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成18年厚生労働省令第35号。以下「指定介護予防サービス等基準」という。）に定めるとおりとする。</p>
<p>2 -----略-----</p>	<p>2 -----略-----</p>
<p>(指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準)</p> <p>第10条 法第78条の4第1項及び第2項の条例で定める基準は、次項に定めるもののほか、指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第34号。以下「指定地域密着型サービス基準」という。）に定めるとおりとする。</p>	<p>(指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準)</p> <p>第10条 法第78条の2の2第1項各号並びに<u>第78条の4第1項</u>及び第2項の条例で定める基準は、次項に定めるもののほか、指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第34号。以下「指定地域密着型サービス基準」という。）に定めるとおりとする。</p>
<p>2 -----略-----</p>	<p>2 -----略-----</p>

_____は改正箇所

現 行	改 正 案
<p>(指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備、運営及び支援の方法に関する基準)</p> <p>第17条 法第115条の14第1項及び第2項の条例で定める基準は、次項に定めるもののほか、指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成18年厚生労働省令第36号。以下「指定地域密着型介護予防サービス基準」という。）に定めるとおりとする。</p> <p>2 -----略-----</p>	<p>(指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備、運営及び支援の方法に関する基準)</p> <p>第17条 法第115条の12の2第1項各号並びに第115条の14第1項及び第2項の条例で定める基準は、次項に定めるもののほか、指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成18年厚生労働省令第36号。以下「指定地域密着型介護予防サービス基準」という。）に定めるとおりとする。</p> <p>2 -----略-----</p>